

競争入札心得書

第1条（目的）

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会支部福岡県済生会大牟田病院（以下「病院」という。）が締結する物品、工事、測量、調査、設計その他の請負契約に関する一般競争入札（以下「競争入札」という。）については、この心得の定めるところにより行う。

第2条（競争入札）

1. 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告、仕様書、現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書により、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面及び契約書等につき疑義があるときは、関係職員の説明を求めることが出来る。
2. 入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札公告に示した日に提出しなければならない。
3. 入札参加者が代理人をして競争入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。
4. 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の競争入札に対する他の入札参加者等の代理人をすることは出来ない。
5. 入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、又は将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとす。

第3条（入札の辞退）

1. 入札参加者は、競争入札の執行の完了に至るまでは、いつでも競争入札を辞退することが出来る。
2. 入札参加者は、競争入札を辞退する時は、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。なお、競争入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
 - （1）競争入札の執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を病院に直接持参し又は郵送（競争入札の執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - （2）競争入札の執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、競争入札を執行する者に直接提出して行う。

第4条（公正な入札の確保）

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自の価格を定めなければならない。
3. 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示しては

ならない。

第5条（内訳明細書）

競争入札に当たっては、予め入札金額の見積内訳明細書を用意しておかねばならない。

第6条（競争入札の取りやめ等）

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、発注者が入札を公正に執行することが出来ないと認める時は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第7条（入札書の引換の禁止）

入札参加者は、入札書を一旦提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更し又は取消をすることは出来ない。

第8条（入札の無効）

1. 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札に参加することは出来ない。

- (1) 委任状を提出しない代理人が入札をなした時。
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である時。
- (3) 競争入札金額の記載を訂正した時。
- (4) 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）が判然としない時。
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額を超える金額をもって入札を行った時。
- (6) 同一人が同時に2通以上の入札書をもって競争入札を行った時。
- (7) 明らかに連合によると認められる時。
- (8) 暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められる時。
- (9) 前各号に掲げる場合の他、発注者の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない時。

第9条（開札の結果等）

1. 開札の公表結果は、公告に示した場所及び日時に、職員の立ち会いのもとで開札を行う。
2. 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

第10条（再度の競争入札）

1. 開札の結果、落札者がいない時は、直ちに再度の入札を行う。
2. 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

第11条（同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

落札となるべき同価の入札を受けた者が2人以上ある時は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かせない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第12条（契約保証金）

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

第13条（入札参加者等の制限）

1. 次に該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することは出来ない。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても同様とする。

（1）契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し、不正の行為があった者。

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者。

（4）監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

（6）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

第14条（契約書等の提出）

1. 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2. 落札者が前項の期間内に契約書を提出しない時は、落札はその効力を失う。

第15条（異議の申立）

入札参加者等は、競争入札後この心得書、仕様書、図面、契約書及び物件説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

以上